

議案第五十二号

公営三朝ユースホステル管理条例及び公営三朝ユースホステル使用条例の廃止
について

次のとおり公営三朝ユースホステル管理条例及び公営三朝ユースホステル使用条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成三年六月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成三年六月二十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

公営三朝ユースホステル管理条例及び公営三朝ユースホステル使用条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 公営三朝ユースホステル管理条例（昭和三十八年三朝町条例第三十三号）
- 二 公営三朝ユースホステル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三年七月一日から施行する。
（三朝町特別会計設置条例の一部改正）
- 2 三朝町特別会計設置条例（昭和三十九年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。
第一条の表中「三朝町ユースホステル事業特別会計」の項を削る。
第二条の表中「三朝町ユースホステル事業会計」の項を削る。